



販売時に表示が義務
付けられているPSE
マーク(別表第二に
該当する電気用品)

○電気用品安全法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)

改 正 案

現 行

(傍線部分は改正部分)

別表第二(第一条関係)

別表第二(第一条関係)

<p>一〇七 (略)</p>	<p>八 電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) (五三) (略)</p> <p>(五四) 電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナーその他の電気吸じん機(定格消費電力が一キロワット以下(電気掃除機にあつては、一・五キロワット以下)のものに限る。)</p> <p>(五五) (七〇) (略)</p>
<p>九 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) (九) (略)</p> <p>(二〇) エル・イー・ディー・ランプ(定格消費電力が一ワット以上のものであつて、一の口金を有するものに限る。)</p>	<p>(二一) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具(口金のない電球又は受金の内径が一五・五ミリメートル以下</p>

<p>一〇七 (略)</p>	<p>八 電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) (五三) (略)</p> <p>(五四) 電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナーその他の電気吸じん機(定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(五五) (七〇) (略)</p>
<p>九 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) (九) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(二〇) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具(口金のない電球又は受金の内径が一五・五ミリメートル以下</p>

<p>のソケットを有するものに限る。)その他の白熱電灯器具及び放電灯器具(防爆型のものを除く。)</p> <p>(二二) エル・イー・デー・電灯器具(定格消費電力が二ワット以上のもの)に限り、防爆型のものを除く。</p>	<p>(一三) (略)</p> <p>(一四) (略)</p> <p>(一五) (略)</p> <p>(一六) (略)</p> <p>(一七) (略)</p> <p>(一八) (略)</p>	<p>一〇・一一 (略)</p>	<p>一二 リチウムイオン蓄電池(単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上)のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。)</p>
--	---	------------------	--

<p>のソケットを有するものに限る。)その他の白熱電灯器具及び放電灯器具(防爆型のものを除く。)</p> <p>(新規)</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>	<p>一〇・一一 (略)</p>	<p>一二 リチウムイオン蓄電池(単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上)のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のもの並びにはんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機械器具に固定して用いられるものその他の特殊な構造のものを除く。)</p>
--	---	------------------	---